

明治前期財政經濟史料集成

第十卷

大内兵衛
土屋喬雄 編

明治
前期 財政經濟史料集成

第十三卷

明治貨政考要
大藏省紙幣寮編

原書房

(兩角製本)

昭和九年七月廿六日印刷
昭和九年七月廿九日發行

明治前期財政經濟史料集成 第十三卷

編者 大 內 兵 衛
土 屋 喬 雄

發行者 山 本 三 生
東京市芝區新橋七丁目十二番地

印刷者 渡 邊 丑 之 助
東京市芝區愛宕町二丁目十四番地

發行所

東京市芝區新橋七丁目十二番地

改 造 社

振替口座東京八四〇二番
電話芝(43)自一一二四番
至一一二四番

大藏省

(農商務省
會計検査院)

編纂

大内兵衛校
土屋喬雄

明治
前期
財政經濟史料集成

第三卷

本書の編輯に就いては、財團法人啓明
會の補助に負ふ所多大である。特に
記して謝意を表する。

編
者

明治貨政考要

「明治貨政考要」解題

本卷所收の『明治貨政考要』は、明治元年より同十七年に至る貨幣政策の事歴に關する大藏省の調査の成果であり、同省が、明治二十年五月、『謄寫ノ勞ヲ省カンガ爲ニ秘密印刷ニ付シテ、以テ省務參照ノ用ニ供』したものである。同期間における貨幣に關する諸法令は、續卷所收『貨政考要法令編』に編纂されてゐるが、同書は其上中下各卷末尾に記されてゐる様に、大藏省によつて「明治十八年十二月二十八日版權所有屆」が爲された。恐らく、この兩書は、同時に調査、編纂されたものであるが、先づ後者が刊行され、次いで前者が『秘密印刷ニ付』されたものであらう。

兩書の書名は右の如く、一は『明治貨政考要』であり、他は『貨政考要 法令編』であつて少しく相異なるが、その編別——（一）金銀銅貨幣、（二）政府紙幣、（三）會社及び銀行紙幣は、相互に共通してゐる。惟ふに、當局者はこの兩書を併せて、以て明治元年——十七年の『貨政考要ノ參照ニ供』（法令編凡例）しようと企圖したものであつたらう。

本卷所收の『明治貨政考要』は、その「例言」に記されてゐる様に、『明治貨政通誌』に據れるものであり、其の要領を撮約したるものである。即ち「例言」に曰く、「右諸件（我國實貨に關する―校者）ノ

事歴、其沿革ノ詳細ハ、載セテ明治貨政通誌ニ在リ。今該誌中ニ就キテ、特ニ其要領ヲ撮約シテ一書ト爲シ、名ケテ明治貨政考要ト曰フ」と。従つて、此の「明治貨政通誌」は、明治前期の貨幣政策に關する總括的な官廳的記錄のうち、恐らくは最も詳細なものであつたらうと推考されるのであるが、遺憾ながら大藏省文庫には今日殘存してゐない。

大藏省文庫には「明治貨政考要」の草稿二部が傳へられてゐる。「大藏省」の文字入り赤罫の用箋に筆書し、表紙に「明治貨政考要草稿」なる表題を付した一冊、及び十行二十五字詰青罫の美濃紙に筆書し、表紙に「明治貨政考要 中編」と表題を付した一冊これである。前者は、原本の上編・金銀貨幣及び銅錢の部、後者は中編・政府紙幣の部に該當する。下編、人民發行紙幣の部の草稿は傳はつてゐない。

本卷所收の原本と、これ等の草稿とを對照すれば、その内容は殆ど同一であり、右原本はこれ等の草稿に據つて印刷に付せられたものであることは明瞭である。すなはち、草稿中の朱字を以て訂正されてゐる箇所は、その訂正通りに原本において印刷されてゐる。なほ文中個々の字句に就いて兩者の間に相異なる點が存するが、これ等は原本の校正の際に訂正されたものであらう。

これ等の單なる字句の相異以外に、なほ若干の注意すべき異同がある。

上編第二章第一節の『明治二年舊藩札流通額概數表』の終り（本卷三六頁一四行目上欄に當る箇所）に左の朱註が草稿には註せられてゐるが、原本には印刷されてゐない。

『外ニ』

能勢頼富

曾我勝太郎

松平源七郎

寂上五道

三枝政三郎

花房職居

右六名采地ニモ發

行札有之悉ク支消セリ』

また、左の朱註（本卷三七頁六行目上欄に當る個所）

も亦、原本においては印刷されてゐない。

『外ニ』

兵庫縣

堺縣

高山縣

伊那縣

岩鼻縣

酒田縣

久美濱縣

日田縣

長崎縣

右ノ九縣ニモ發行

有之候ヘトモ悉ク支

消セリ』

次に、草稿上編、第五章第三節末尾所載の左の二表は原本には除かれてゐる。

(a) 『自明治四年
至同十六年度金銀銅貨幣鑄造高各年比較表』。蓋し、本表は本卷九九頁の表との重複を避け

るために除かれたものであらう。然しこの二つの表を對照するに、その基礎的數字は同一であつても、後者は金、銀、銅新貨三者の合計を各年度に就いて示すに止るに反し、除かれた前表は、金貨と銀貨との合計を銅貨と區別して示し、更に各年度の鑄造高と前年度のそれとの比較増減の數字を示してゐる。

(b) 『明治七年一月以降正貨紙幣人口割一覽表』。本表は、正貨の輸出入と國庫在高とを參酌し、政府紙幣及び銀行紙幣の國庫在高を參酌して、社會に實際流通せし貨幣の量を推定せんと企圖したところの、極めて注目すべき資料である。本表は、當時の實際の貨幣流通狀態を推定するための貴

重な一資料として利用し得るであらう。

尙反對に、草稿に記載されてゐない若干の資料が、原本には追加されてゐる。例へば本卷一一二頁『金銀貨幣取引ノ儀ニ付伺』、一一五頁『貨幣取引禁止之儀ニ付太政官伺案』及び上編の『附録』等。

明治元年より同十七年に至る新政府貨政ノ事歴を簡単に展望し、以つて本卷閲覽の便に資するものとしよう。

幕末の紛亂した幣制の後を受けて、明治初年には實に難多な古金銀銅貨幣が通用し、更らに安政の開港以來墨西科銀（洋銀）の流通が増大してゐた。政權を掌握した新政府は、先づこれ等の古金銀、洋銀を舊來の通り國內に通用せしめざるを得なかつた。

しかも新政權の維持・確保のために必要な貨幣は、未だ租税を以つてしては充分に調達し得なかつたから、政府は不換紙幣の發行によつてこの緊急の財政的必要を充たさねばならなかつた。明治元年五月十五日より發行された金札（太政官札）四千八百萬圓はその最初のものであつた。民部省札、大藏省兌換證券、開拓使兌換證券、新紙幣等がこれに續いた。尙舊慣により劣惡な金銀銅貨の鑄造發行も依然として續けられた。

一方正貨に關しては、二年二月に至つて、實貨改正の廟議決定、太政官内に造幣局が設置された。

三月、參與大隈八太郎及び造幣判事久世治作の、新貨幣は舊制方形を廢して圓形に改め、舊稱朱分兩を廢して十進一位の價名に改むべしとの建議が、朝議に於て論争の未可決された。十一月、政府は貨幣の本位を銀本位となすことに決定、その決議の要款を締盟各國公使及領事等に通告した、即ちその第二款に曰く、『右新規發行スヘキ貨幣ノ本位トナル者ハ其量目ハ我カ七匁貳分貳厘五九貳(即英國金量「トロイ」
四百十六グレイン)ヨリ減スルコトナク、其質純銀十分ノ九ノ銀貨ニシテ、墨是哥「ドルラル」ト同品位ナリ』と。

然るに、新貨幣の發行に先たち、財政研究の爲合衆國に在つた大藏少輔伊藤博文は、三年十二月二十九日付の書翰を遙かに故國に寄せて、『他邦從來ノ經歷ニ基キ、或ハ學者ノ議論ヲモ折衷シテ』金本位に改正すべき必要を建議し來つた。大藏卿は此の建議を容れ、政府は本位變更を決定して、四年五月十日、新貨條例を發布すると同時に、此旨を各國公使に報告した。新貨條例中、『新貨幣通用制限』の項下に曰く、『本位金貨幣即二十圓十圓
五圓二圓一圓ノ中一圓金ヲ以テ原貨ト定メ各種トモ何レノ拂方ニモ之ヲ用ヒ其高ニ制限アルコトナシ。本位トハ貨幣ノ主本ニシテ他ノ準據トナルモノナリ、故ニ通用ノ際ニ制限ヲ立ルヲ要セス。尤モ一圓金ヲ以テ本位中ノ原貨ト定ムルトハ就中一圓金ヲ以テ本位ノ基本ヲ定メ他ノ四種ノ金貨ヲ都テ標準ヲ一圓金ニ取レハナリ』と。だが、幣制は決して完全なる金本位制度となつたわけではなかつた。右項下の次ぎの規定を注意しなければならぬ、即ち「各開港場貿易便利ノ爲メ當分ノ内中外人民ノ望ニ應シ一圓ノ銀貨ヲ鑄造シ、之ヲ貿易銀ト爲シテ通商ノ流

通^ヲ資^ク可^シ。此一圓銀ハ全ク各開港場輸出入物品其他外國人ヨリ納ムル諸税及日本人外國人ト通商ノ取引ニ用フルノミニシテ内地ノ諸税納方等公ナル拂方ニ用フヘカラサルハ勿論其他一般ノ通用ヲ得サルベシ、サレドモ私ノ取引ニ付相對ノ示談ヲ以テ受取り渡シイタス分ハ何レノ地ニテモ勝手次第タルベシ。各開港場諸税受取方ニ付一圓銀ト本位金貨トノ價格比較ハ當分銀貨百圓ニ付本位金貨百〇一圓ノ割合タルベシ。斯くして、この新しい貨幣制度は、金貨のみならず一圓銀貨にも亦自由鑄造を許して居り、後者の流通には多少の制限を加へてゐるとは云へ、事實上金銀複本位たる性質を有して居つたのである。

而も、かくの如くにして鑄造發行された本位金貨・補助銀・銅貨及び一圓銀と相併んで前述の不換紙幣が流通し、十年の西南役に際しては、その戰費補充の爲に政府紙幣（新紙幣及び豫備新紙幣）及び銀行紙幣が濫發されて、紙幣價值の下落・金銀貨幣の騰貴の過程が進行し、打歩を増大する金銀貨幣は紙幣を以てする取引の對象と化して了つた。そして明治八年の頃から進行しつゝあつた世界的な銀價下落は、銀の割高な日本への銀の流入を促進し、銀價に比して金の割安な日本から金貨の流出を促進した。四年より十七年までの間に、新鑄の金貨は、其發行額五千五百餘萬圓、内四千三百餘萬圓は海外に流出し去り、國內に存殘するものは一千一百餘萬圓に過ぎなかつた。銀の流入と、一圓銀及び墨西哥銀の市場支配は、遂に政府をして、この事實上の金銀複本位を法制的に確認せしめた（十一年五月廿七日第十二號布告及び第十三號布告）。

十年の西南の役と金祿公債の交付とが惹き起した政府紙幣、銀行紙幣の濫發は、十一年より十五年に亘つて物價騰貴、投機流行と、輸入超過、正貨流出とを結果した。斯くして、十四年十一月より『政府貨政ノ針路一變』し、大藏卿に就任せる松方正義によつて指導された所の、國庫正貨準備の増殖、歲計の節約と増税とによる紙幣回收の政策が遂行されることとなり、十五年六月に日本銀行設立、兌換銀行條例は十七年五月に制定せられた。

以上、略述せる所によつて見ても、如何に此期間が日本資本主義の貨幣制度確立の上に困難且つ重大な時期であつたかを認められるであらう。『明治貨政考要』はこれ等の事歴を、上編 金銀貨幣及び銅貨ノ部、中編 政府紙幣ノ部、下編 人民發行紙幣ノ部、の三編に分つて記述してゐるのであるが、各編の章別は相互に決して統一されたものではなく、其の記述乃至論述も決して相互に充分な脈絡を有つものではない。三編の内容は相互に機械的に分裂せしめられてゐる。維新以來幾許もなかつた當時の官廳的知識と技術とを以てしては、それはけだし當然の事であつたらう。然しこの事は、此書が、實に貴重な基本的材料を吾々に提供するものであることを毫も障ぐるものではない。吾々は本書において、政府の採り來つた貨幣政策の變遷を知り、貨幣に關する諸統計を獲ることが出来るのみならず、多くの大藏卿に對する建議、太政官への稟申書、大藏省に對する貨幣資本家の嘆願書、外國公使、外國銀行資本家等の書翰、彼等と政府當局者との問答等々のうちに、維新直後の日本における内外人の貨幣に關する利害と觀念とを看取し得るであらう。

明治
前期

財政經濟史料集成 第十三卷 目次

貨政考要	(上編).....(一)
附錄 金銀貨幣ノ部	(三二)
貨政考要	(中編).....(四一)
貨政考要	(下編).....(七九)

印
代
刷
以
謄
寫

貨 政 考 要

正
貨
事
歷

上
編

